

発電側課金のアンケート等について

第12回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

2025年8月29日

本日の議論

- 2024年4月から導入された発電側課金においては、発電事業者から発電料金の一部として小売電気事業者に転嫁されていくことが想定されている。
- 既存相対契約の見直しが適切に行われなかった場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになってしまったため、「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」（以下「転嫁ガイドライン」とする。）の趣旨に沿った契約交渉等が行われているかを把握する観点から、アンケート・ヒアリング（以下、アンケート等）を、当面の間は年1回実施することと整理されている。
- 昨年度の状況については、第100回制度設計専門会合（2024年8月27日）において、調査の実施方法についてご確認いただき、第4回制度設計・監視専門会合（2024年12月26日）において、その結果及び確認された課題への対応状況等について、ご報告を行ったところ。
- 今回は昨年度の調査結果を踏まえ、今年度の調査の進め方について、ご確認いただきたい。

(参考) アンケート等の実施経緯について

第100回制度設計専門会合 資料4
(2024年8月)

発電側課金の転嫁ガイドラインとアンケート等の実施について

- 発電側課金は、発電料金の一部として小売電気事業者に転嫁され、ひいては最終需要家に転嫁されていくことが想定されている。
- このため、発電側課金の転嫁の円滑化については、既存相対契約の見直しが行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになるため、発電と小売との協議が適切に行われるよう「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」(以下、「転嫁G L」とする。)の趣旨に沿った契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等がなされているかを把握する観点から、アンケート・ヒアリングを当面の間は、年に1回実施することと整理されたところ。

② 転嫁状況の監視

転嫁ガイドラインの趣旨に沿った適切な運用(契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等)がなされているかを把握する観点から、以下の流れによりアンケート・ヒアリングを実施する。

なお、アンケートの対象者については、多くの声を拾う観点から、高度化法達成計画の報告対象となっている小売電気事業者や新電力及び太陽光といった発電事業者等を念頭に想定している。また、相対契約の契約期間は、多くが1年契約となっていることから、更新頻度に合わせ、当該アンケート・ヒアリングについても、制度導入後、当面の間は、年に1回の実施を予定している。

発電側課金について
中間とりまとめ
一部強調
(2023年4月)

アンケート等の実施概要案（①調査対象）

- アンケート等について、第1回と同様、太陽光・風力発電事業者、大規模・小規模な小売・発電事業者及び自家発電事業者含めて実施することとしたい。

第4回制度設計・監視専門会合 資料5
(2024年12月)

アンケートの実施概要について

- 発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート（実施期間：9月12日～10月18日）について、太陽光・風力発電事業者、大規模・小規模な小売・発電事業者及び自家発電事業者含め、**対象の145社のうち、126社（小売：83社、発電70社（小売・発電双方の立場の場合もあり））からの回答あり。（回収率：87%）**

※関係事業者より「高度化法達成計画の報告対象事業者に限らず、需要規模や発電規模が小さい事業者も含め、幅広くアンケート調査等の対象としてはどうか」との御意見があったことを踏まえ、対象事業者を当初の想定より拡大したものの。

○WEBアンケートフォーム

発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート
(電力・ガス取引監視等委員会)

【小売電気事業者と発電事業者の共通事項】
＜小売電気事業者の立場の場合＞
※小売電気事業者に該当しない場合は以下「否」を押下してください。

1. 発電側課金を知っていますか。 はい いいえ

2. 「個別契約における発電側課金の転嫁に関する指針」（転嫁ガイドライン）を知っていますか。 はい いいえ

3. 個別契約による電力取引を行っていますか。 はい いいえ

戻る 次へ

小売電気事業者

アンケート回答事業者の属性	回答事業者数
高度化法報告対象事業者	59社
大規模小売電気事業者（高度化法報告対象を除く）	10社
小規模小売電気事業者（高度化法報告対象を除く）	14社

※大規模小売電気事業者：年間の需要が1,500万kW以上の事業者から選定
小規模小売電気事業者：年間の需要が1,500万kW未満の事業者から選定

発電事業者

アンケート回答事業者の属性	回答事業者数
高度化法報告対象事業者(うち自家発電事業者:4社)	23社
自家発電事業者（高度化法報告対象を除く）	4社
大規模発電事業者（高度化法報告対象を除く）	3社
小規模発電事業者（高度化法報告対象を除く）	9社
太陽光発電事業者（高度化法報告対象を除く）	10社
風力発電事業者（高度化法報告対象を除く）	21社

※大規模発電事業者：年間の発電量が1,500万kW以上の事業者から選定
小規模発電事業者：年間の発電量が1,500万kW未満の事業者から選定

アンケート等の実施概要案（②調査項目）

- **調査項目**については、基本的には前回の内容を踏襲することとしつつ、**前回調査時に明らかになった課題等を踏まえて以下の対応**を行ってはどうか。
 - **一部の発電事業者において、制度の理解不足により発電側課金の未払いが発生していたこと等を踏まえ、周知文の発出や、電力・ガス取引監視等委員会のホームページでの説明資料の掲載等を実施。**
上記を踏まえ、今回の調査項目に、**「情報発信サイトの情報等の活用状況」に関する調査項目を追加。**
 - **発電側課金に関して、一般送配電事業者に対する手続きの改善要望が寄せられたことを踏まえ、同様の改善要望を引き続き「その他」の調査項目で把握するとともに、一般送配電事業者の進捗状況の確認を継続。**
 - **発電事業者及び小売事業者の間で、発電側課金の転嫁が透明性を持って実施されているかを確認する観点から、今回の調査項目に、「発電側課金の転嫁額の内訳の明示の有無」に関する調査項目を追加。**
関連して、発電事業者に対しては「kW課金とkWh課金の負担割合」についての調査項目を追加。

アンケートの調査項目の具体例

※太字は前回アンケートからの変更点

【小売電気事業者と発電事業者の共通事項】

※1 両方の立場の場合、両方の状況をお答えください。

※2 原則直近1年の状況についてお答えください。過去アンケートにお答えいただいております、変更のない場合は、その内容を転記いただいても差し支えございません。
(集計の問題上、「昨年度と同様」という回答は避けてください。)

- ・発電側課金を知っているか。
- ・転嫁G Lを知っているか。
- ・相対契約による電力取引を行っているか。
- ・発電側課金の導入に伴う、相対契約の見直し協議が行われたか。
- ・相対契約の見直し協議が行われた場合、いつ頃に協議が行われたか。
- ・協議の結果、発電側課金の転嫁が行われたか。また、いつから転嫁が実施されたか。
- ・発電側課金については、kW課金とkWh課金相当分をどのように転嫁を行ったか。
- ・エリアによって発電側課金のkW課金及びkWh課金の単価が異なる場合があるが、どのように相対契約の取引価格に転嫁を行ったか。
- ・**発電側課金の転嫁額の内訳の明示はどのように行われたか。**
- ・協議の際に何らかの工夫が行われたか。
- ・協議を行う際にトラブルは生じなかったか。
- ・**情報発信サイトの情報等は活用しているか。**

【小売電気事業者】

- ・相対取引で契約している発電事業者が卸電力市場や相対取引などの複数の方法で売電している場合、御社としては相対契約における発電側課金相当分の転嫁をどのように進めたか。
- ・発電側課金の導入に伴う需要側託送料金の減額分について、どのように想定したか。
- ・複数の発電事業者と相対契約を結んでいる場合、どのように需要側託送料金の減額相当分を案分したか。

【発電事業者】

- ・卸電力市場や相対取引など、複数の方法によって売電を行う場合、発電側課金の転嫁をどのように行ったか。
特に、相対取引に関しては、どのように転嫁の額を決めたか。
- ・複数の小売電気事業者と相対契約を結んでいる場合、どのように発電側課金相当分を案分したか。
- ・御社の所属するグループの傘下に、小売事業者が存在する場合、グループ外とグループ内の小売電気事業者に対して、どのように内外無差別を確保したか。
- ・**2024年度におけるkW課金とkWh課金の負担割合はどのようであったか。**

(参考) (1) 一部の発電者における発電側課金の未払いについて

- 事案を踏まえ、**ごみ発電を行う自治体等が加盟する関連団体（ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会及び全国都市清掃会議）に御協力いただき、制度趣旨及び本事案を踏まえた発電側課金の取扱いに係る留意点について、同団体経由で会員自治体等に周知文を展開した。（計538自治体等）**
- また、同周知に先立ち、**電力・ガス取引監視等委員会事務局において、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会の全国各地の幹事自治体が集まる幹事会に出席し、本事案及び当該周知文について事前に説明を行ったところ。**

※なお、前出の発電契約者の事業者によると、現在、来年度実施のごみ発電の余剰電力売却に係る入札公募期間に入っているため、制度設計・監視専門会合での御報告に先行して本周知を実施させていただいたもの。

※上記幹事会において、一部の地区幹事より、「自己託送」においても発電側課金の対象となることを改めて周知できないか等の御意見が寄せられたところ。電力・ガス取引監視等委員会のホームページにて改めて周知を行ったところ。

<ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会（余熱協）>

（団体概要）

ごみ焼却熱の有効利用により、省資源・省エネルギーや地球温暖化抑制などに資すること、ごみ焼却施設に対する社会的評価の向上を図ることを目的に、全国の焼却施設を所有する市町村が集まり設立。

（12/12幹事会での説明）



○加盟団体数：87

（全国各地に分かれそれぞれ地区幹事を専任）

<公益社団法人 全国都市清掃会議（全都清）>

（団体概要）

廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てることを目的に設立。

○正会員数：530

（全国の各自治体等が会員として登録）

(参考) (2) 発電側課金の制度・転嫁に係る情報周知の改善について

- 前出のアンケート及びヒアリングにおいて、各小売電気事業者及び発電事業者より、**発電側課金の制度及び転嫁に係る情報の周知を改善いただきたいとの声**が複数寄せられたところ。
- 具体的には「**発電側課金に係る関連資料が一つの場所にまとまっておらず探すのに苦慮したので、電力・ガス取引監視等委員会のホームページに情報の拠り所となるページを作成いただけるとありがたい**（発電者等に説明する際にも紹介しやすい）」との御意見があった。
- 以上の御意見を踏まえ、**発電側課金に係る資料（中間とりまとめや転嫁ガイドライン等）及びQ&Aについて掲載されたページを新たに作成するとともに、電力・ガス取引監視等委員会のホームページのトップから同ページに簡単にアクセスできるようバナー・リンクを掲載した。**

○HP掲載内容

トップページ

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

発電側課金制度
- 特設ページ -

ピックアップ情報

- 発電側課金制度



特設ページ

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

発電側課金制度

ピックアップ情報

当委員会HPのURLは「https://www.egc.meti.go.jp/」に変更となりました。
IBURL「https://www.emsc.meti.go.jp/」は令和7年3月末で廃止となります。

- 消費者の皆様へ
- 事業者の皆様へ
- 託送料金とレベニューキャップ制度
- 発電側課金制度
- 規制料金にかかる調達効率化への取組み

（詳細版）発電側課金の導入について中間とりまとめ

● URL : <https://www.egc.meti.go.jp/info/public/news/20241210001b.html>

(参考) (3) 一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況について

- 第6回制度設計・監視専門会合（2025年2月）において、発電側課金のアンケート・ヒアリング調査で確認された**一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況**について御報告した。
- 同要望について、**送配電網協議会及び各一般送配電事業者に改めて検討の進捗状況について確認**したところ、その結果としては以下のとおり。
- **既に対応が完了した事項が確認されており、また、対応可能時期の目途が整理されるなど一定の検討が進んだ事項も確認された。今後も、改善要望の進捗状況について、確認を継続していく。**

<要望の概要と確認結果>

要望の概要	前回の一般送配電事業者への確認結果 (第6回制度設計・監視専門会合)	今回の一般送配電事業者への確認結果
<p>・発電契約者として買取料金との相殺可否判定を実施して、一般送配電事業者に結果を返却することとなっているが、一部のエリアで相殺可否判定結果を記載する欄がプルダウン選択となっており、1件ずつ個別に手作業を実施する運用となっており業務上負担となっているので、他エリアの形式と揃えられないか。</p>	<p>➤ 他のシステム改修案件と調整を図りつつ、実施時期については引き続き検討中。</p>	<p>➤ 2025年度中にシステム改修することで対応予定。</p>
<p>・現在、代理回収実施後にインボイス帳票（請求機能なし）が発電所の地点ごとに後追いで送付されているが、原本を紙ではなく電子データとする運用の変更を御検討いただけないか。</p>	<p>➤ 今後電子化することで検討しているとされていた一部の一般送配電事業者について、2027年度目途に対応することで検討中。 ※ なお、その他一般送配電事業者においても実施することについては、実施の可否も含め、引き続き詳細の検討中。</p>	<p>➤ 今後電子化することで検討しているとされていた一部の一般送配電事業者について、2026年度、2027年度目途に対応することで検討中（さらに1社対応時期が明確となった）。 ※ なお、その他一般送配電事業者においても実施することについては、実施の可否も含め、引き続き詳細の検討中。</p>

(参考) (3) 一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況について (続き)

<要望の概要と確認結果>

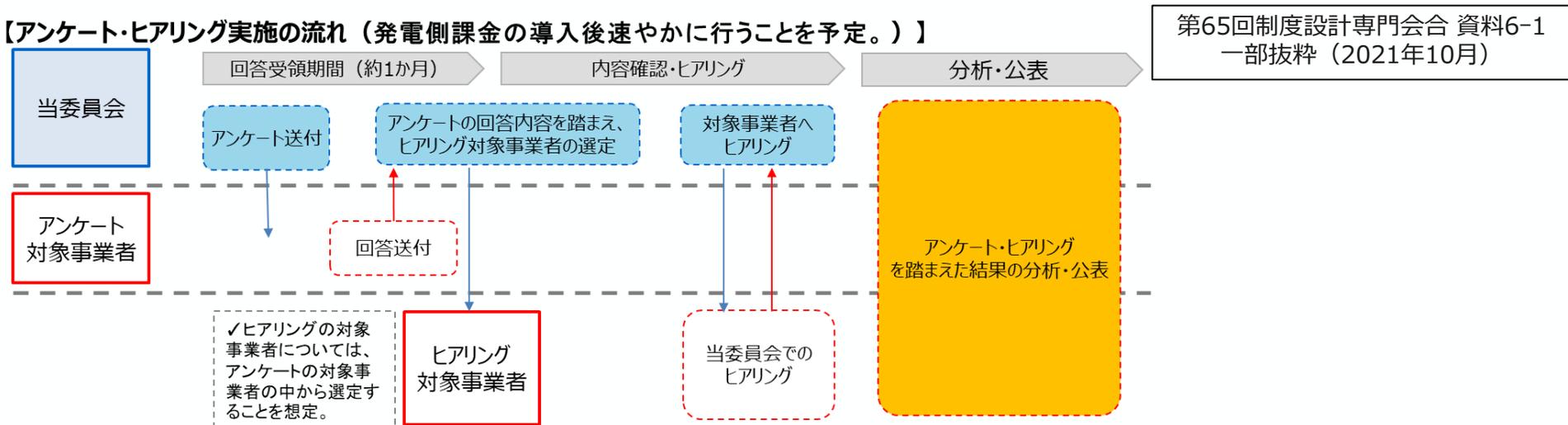
要望の概要	前回の一般送配電事業者への確認結果 (第6回制度設計・監視専門会合)	今回の一般送配電事業者への確認結果
<p>・ 検針日ごとの3つのExcelファイル（総括表、計算結果一覧、代理回収結果一覧）が作成されるが、一部エリアのみ、計算結果一覧及び代理回収結果一覧ファイルがCSVでの提供となるため、要望事業者の社内でRPAなどを活用して効率的に業務処理を行う際に支障となっているので、ファイル形式はExcel等に統一化できないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今般の各新電力からの要望を踏まえると、中長期的にはCSVとExcelファイル形式の双方に対応するシステム改修をすることが望ましいと考えているが、費用対効果等の観点を踏まえつつ、その対応の可否も含めて、早期に検討を進める。 ➤ 当面の対応としては、各一般送配電事業者において、文字化けの解消方法やCSVとExcelの相互の変換方法に係る説明資料の提示などの丁寧な支援を早期に実施することとしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当面の対応として、csvの文字化け及びcsv・Excel相互変換の反映方法に係る資料を作成したため、各一般送配電事業者においてHPへの掲載や発電契約者へのメール送付等の周知を行った。
<p>・ 相殺不可の回答結果の送信の際に、CSVのみしか登録できないエリアとExcelでも対応可能なエリアがあるが、Excelも受けつける形としてもらえないか。</p>		

アンケート等の実施概要案（③調査スケジュール想定）

- 本アンケート等については、今後以下のスケジュールを念頭に対応する想定とし、調査結果の分析及び取りまとめた結果については、本制度設計・監視専門会合において、ご報告させていただきたい。

- 9月上旬 アンケート調査票の確定、送付準備
- 9月中旬 アンケート送付（回答期間は約1か月）
- 10月中旬 アンケート回収
- 10月下旬 アンケート回答内容の取りまとめ
- 12月 回答内容等についての個別ヒアリング、調査結果の分析・取りまとめ

【アンケート・ヒアリング実施の流れ（発電側課金の導入後速やかに行うことを予定。）】



※本アンケート・ヒアリングは、契約交渉等の手続きが適正に進んでいるか等を確認するものであり、これに限らず、各事業者が当委員会に対し、個別案件等について情報提供することは、従前どおり、何ら妨げられるものではない。